

# 都市美対策審議会での審議を踏まえた 事業者との協議結果

第 50 回都市美対策審議会を踏まえ、事業者と以下のとおり協議を行いましたので報告します。

## 1. 歩行者空間と車寄せの関係性

本町通り側に車寄せを設けるにあたって、より快適な歩行空間を形成するために、慎重な議論を継続して行い、計画を変更することとなりました。

当初、乗り入れ部分の設えは、車両乗り入れ時のバトラーの対応や歩道に車止めが設置される等、安全対策もあることから、歩道・歩道状空地・壁面後退の空地をすべて一体的とし、歩行者に車を意識させないという考えで計画していましたが、審議会での意見を踏まえ、歩行者に本町通りに沿った連続した歩行空間を意識させる方が、むしろ安全で快適であろうと考えました。

そこで、当初の通り、賑わいの形成に必要な歩道から建物への自由なアプローチを保つため、歩車道の段差は設けずフラットとする一方で、壁面後退空地の舗装を歩道および歩道状空地の舗装と別のものとししました。これにより歩行者に車を意識させないながらも連続した歩行空間を意識させ、安全かつ快適な歩行空間を形成しているものと考えています。

## 2. 貫通通路の設え

貫通通路については、当初、歴史遺構を強調するため、芸術劇場側と一体的に設え、樹木とベンチで無難にまとめた計画でしたが、人を呼び込み惹きつける工夫が不足していました。また、植栽の生育環境やビル風などの懸念もありました。

今回、植栽については取止めることとし、人を呼び込む工夫をしながら、建物とも調和させ、歴史遺構も意識させるために、建物に用いているガラスブロックのベンチと歴史遺構をモチーフとしたストリートファニチャーを配しました。これにより、道行く人が興味を惹かれる特徴がありながらも、歴史遺構を主役としたまとまりある空間に設えられていると考えています。

## 3. 建物外観の演出

凹凸のあるガラス面が特徴的な建築物で、その特徴的なデザインを演出することを検討しましたが、近くに歴史的建造物もあり、演出は極力控えることが望ましいと考えます。

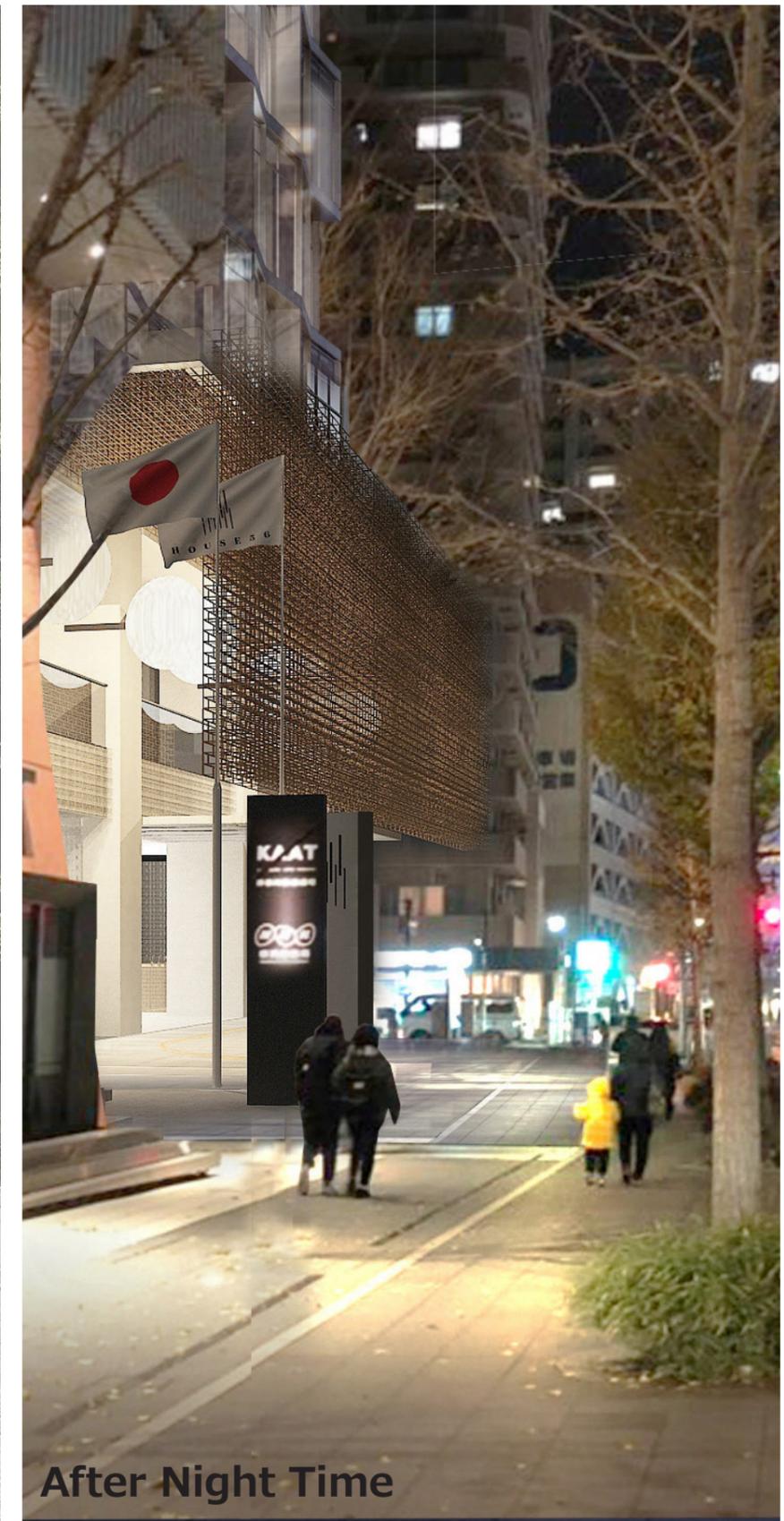
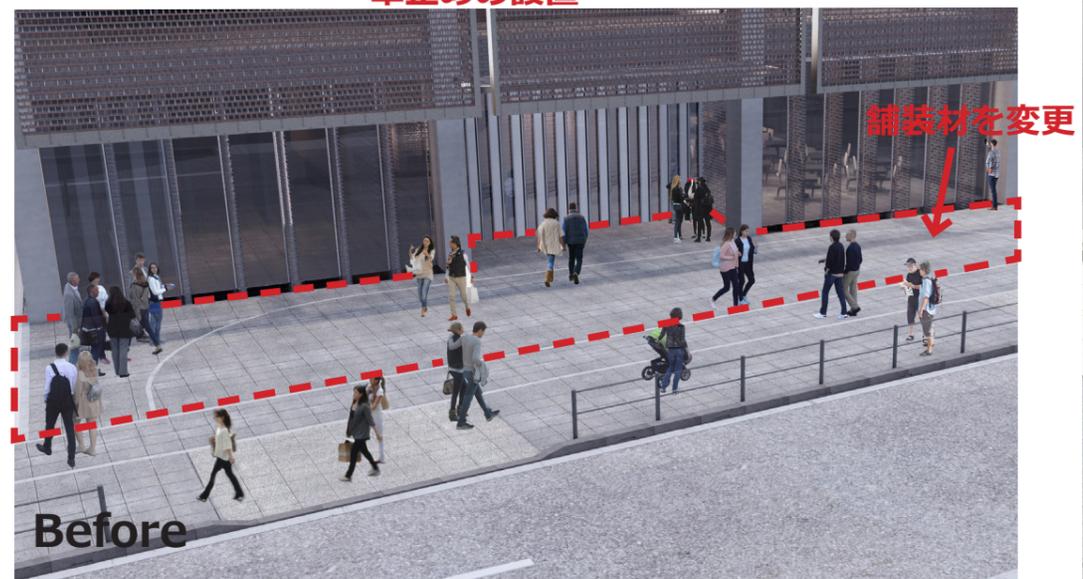
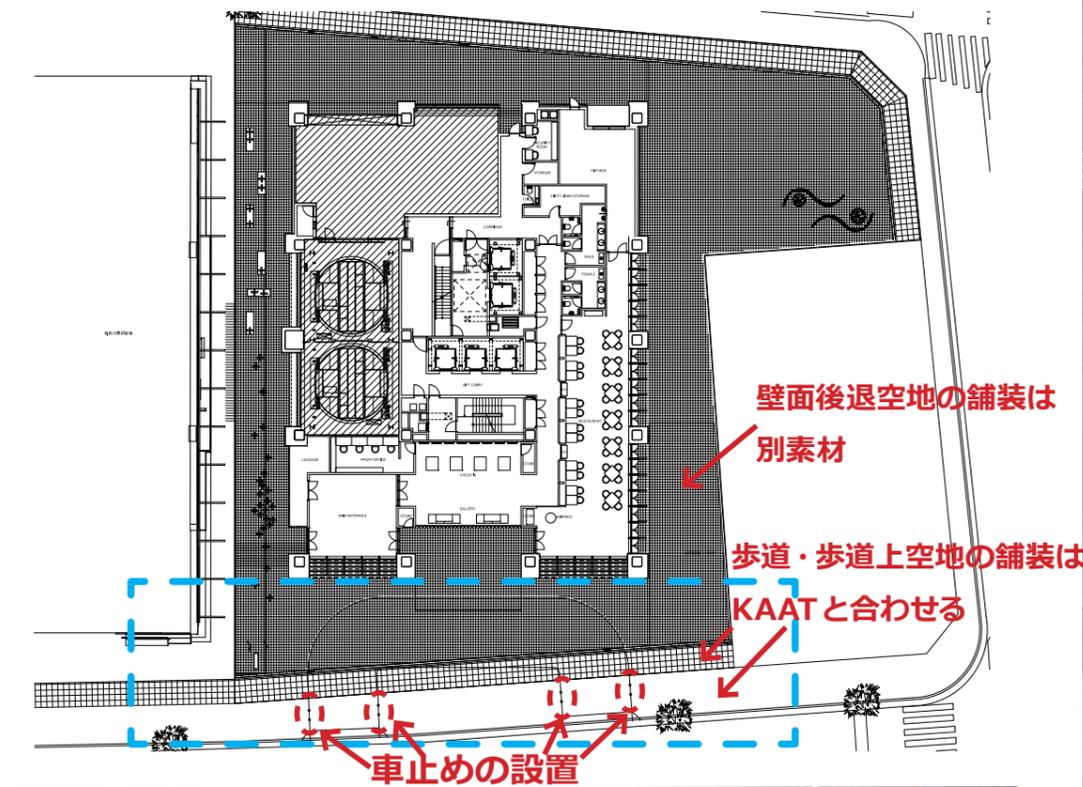
また、もともと斬新なデザインであり、華美な演出は落ち着いた街並みを阻害する恐れあることから、賑わい形成の基となる建物低層部分はガラスブロックとアイアンワークなどで演出するものの、客室階をより目立たせる工夫はしていません。客室では、利用客が思い思いにカーテン開閉をするものですが、外観上は穏やかな灯りが自然に漏れるものと考えています。

なお、最上階はバーラウンジとなっており、その非日常空間を連想させるような外観の演出がされています。

# 1. 歩行者空間と車寄せの関係性

歩行者に車を意識させないながらも、より安全で快適な歩行空間の形成が必要

- ・車両乗り入れ時のパトラーの対応、歩道に車止め等の安全対策
- ・歩車道の段差は設けずフラットとする一方で、壁面後退空地の舗装と歩道および歩道状空地の舗装と別素材とした。  
⇒本町通りに沿って連続した歩行空間を意識させ、より安全で快適な歩行空間とする。

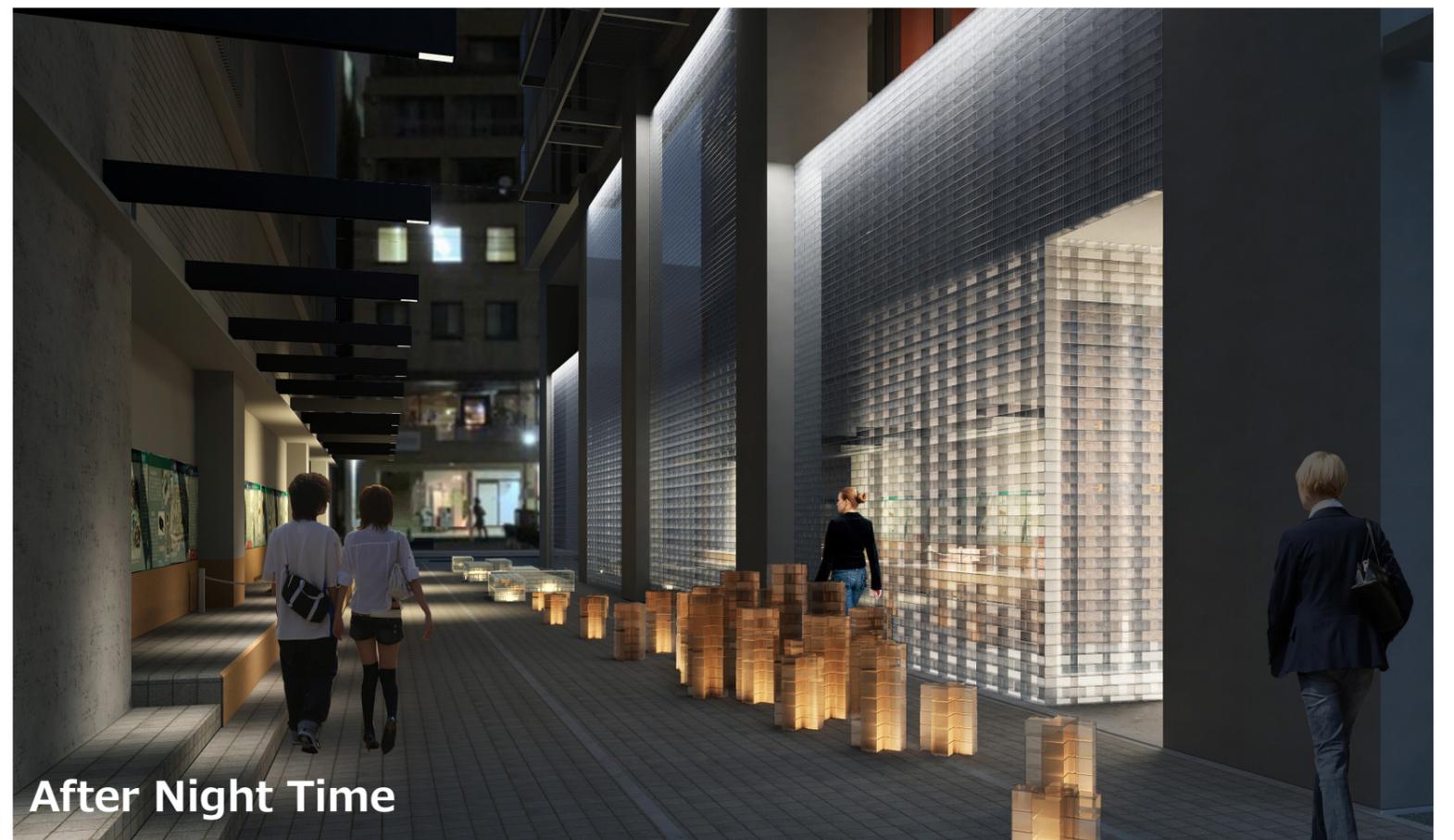
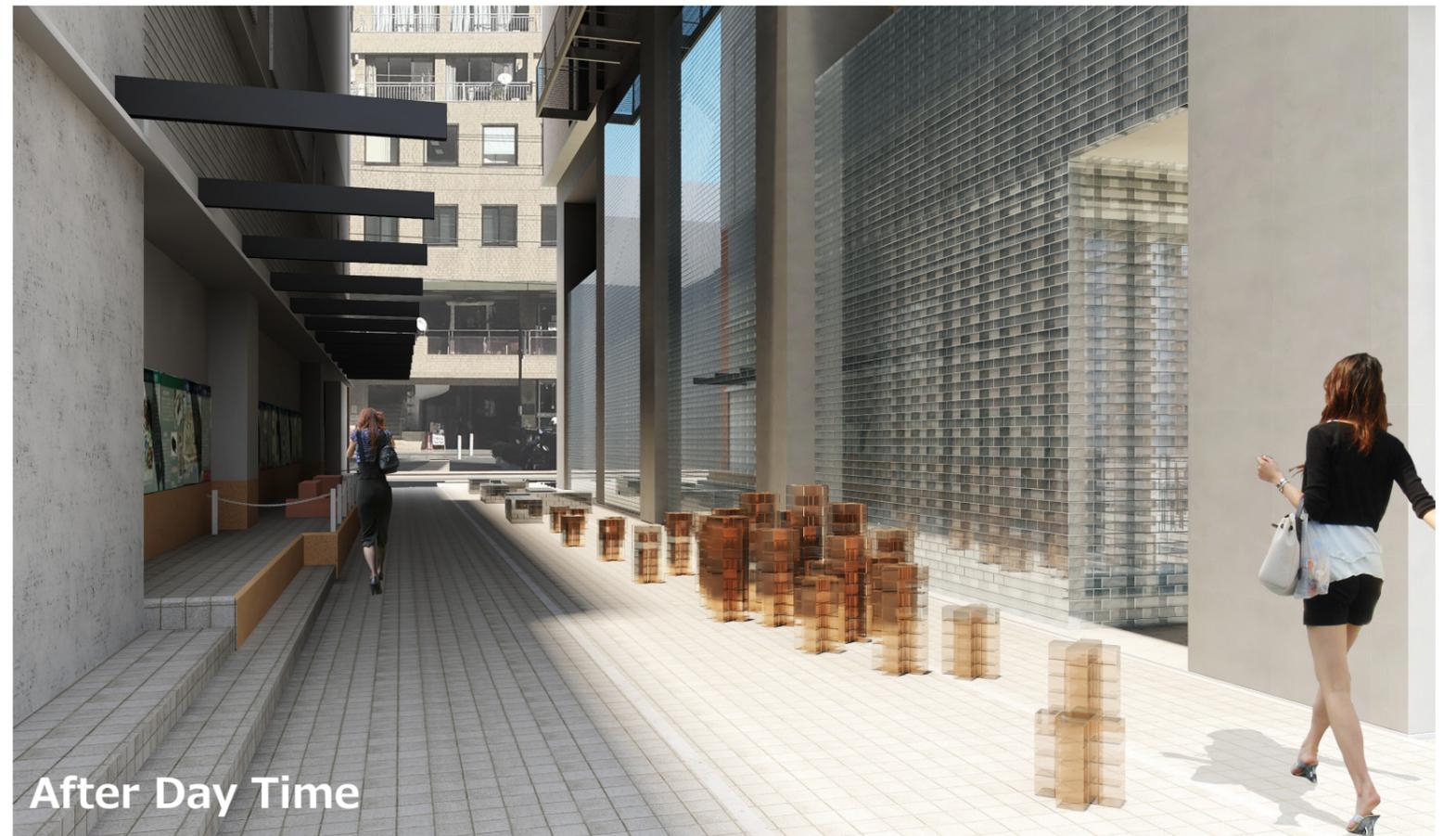
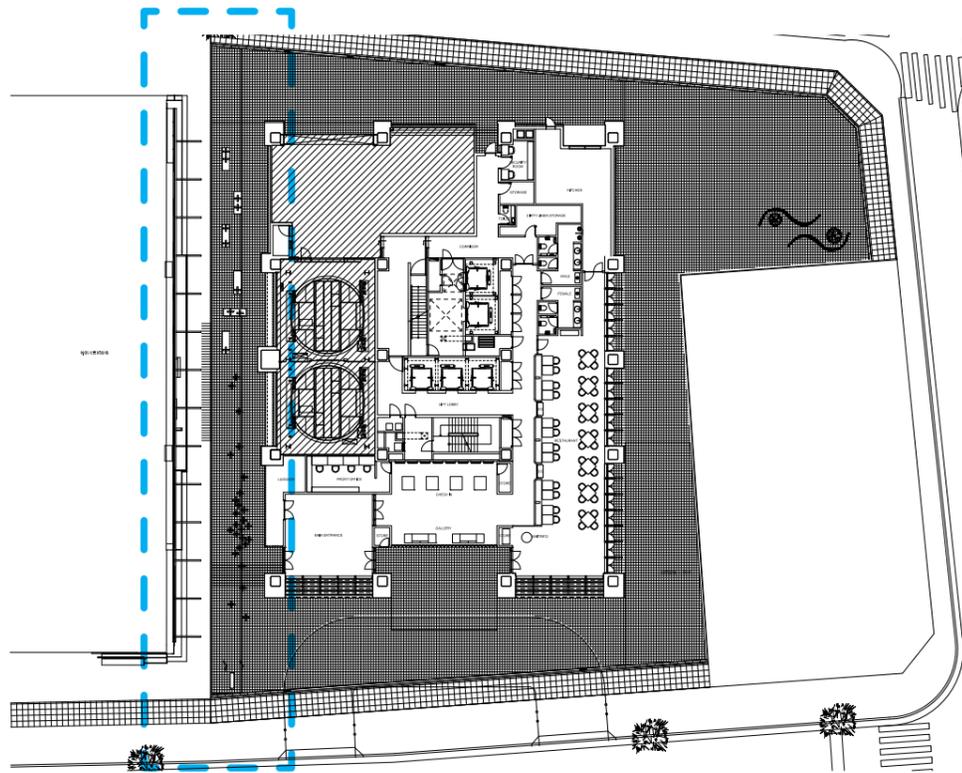


## 2. 貫通通路の設え

人を呼び込み惹きつける工夫が不足、植栽の生育環境等の懸念

- ・建物との調和、歴史遺構へのアプローチを実現しながら人を呼び込む工夫

⇒ガラスブロックのベンチと歴史遺構をモチーフとしたストリートファニチャーで歴史遺構を主役としたまとまりある空間に設える。



### 3. 建物外観の演出

ライトアップ等、演出の必要性の検討。建物の透明感が表現されるか。

- ・ 近隣の歴史的建造物（旧露垂銀行）もあることからライトアップは控えるべき。
- ・ 賑わいの演出は低層部（ガラスブロック等）と高層部（バーラウンジ）で行う。
- ・ 建物全体（客室階）は穏やかな灯りが自然に漏れ、透明感が表現されるものと考えられる。

